
議題 1

役員の改選について

令和5年度災福ネット役員名簿（案）

役 職	氏 名	法人名
会長	藤原 忠彦	長野県社会福祉協議会
副会長	佐藤 正雄	長野県社会福祉法人経営者協議会
副会長	嶋田 直人	長野県高齢者福祉事業協会
副会長	宮下 智	長野県知的障がい福祉協会
副会長	鈴木 よし子	長野県介護福祉士会
監事	川瀬 勝敏	長野県児童福祉施設連盟
監事	青木 弘	長野県市長会

任期：令和5年度より2年間

（参考）

令和4年度災福ネット役員名簿

役 職	氏 名	法人名
会長	藤原 忠彦	長野県社会福祉協議会
副会長	佐藤 正雄	長野県社会福祉法人経営者協議会
副会長	嶋田 直人	長野県高齢者福祉事業協会
副会長	青柳 與昌	長野県社会福祉士会
副会長	宮下 智	長野県知的障がい福祉協会
監事	川瀬 勝敏	長野県児童福祉施設連盟
監事	黒岩 一郎	長野県共同募金会

議題 2

令和 4 年度事業報告 及び 収入支出決算報告について

令和 4 年度事業報告及び収入支出決算報告について、別紙のとおり報告します。

長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 令和4年度事業報告

1 組織の現況

(1) 構成団体

23団体（行政4+県の福祉団体等19） ※令和4年11月 1団体加入

(2) 長野県災害派遣福祉チーム員 登録者数（R4.3.31現在）

181名（令和4年度登録削除14名、令和3年度末登録者数161名）

2 災福ネット会議の開催

(1) 総会

◆開催日時・場所・参加者数

令和4年5月13日（金） 14:30～15:30

会場 長野市生涯学習センター 第1学習室（オンライン併用）

参加者 出席18団体、委任状提出4団体、合計22団体

◆内容

総会では令和3年度事業報告・決算報告、令和4年度事業計画（案）・予算（案）について協議いただき承認された。また、災福ネット及びふくしチームの今後の円滑な運営を図るため、災福ネット設置要綱、長野県災害派遣福祉チーム運営要綱の改定が提案され承認された。

(2) 部会

○第1回部会

◆開催日時・場所・参加者数

令和4年4月19日（火） 13:30～14:40

開催方法 オンライン開催

参加者 部会員15団体 欠席者：3団体

◆内容

- ・今年度の活動予定・研修内容について
- ・災福ネットの広報について
- ・市町村、県、災福ネットの3者協定について
- ・今年度災害が発生した場合の対応について

◆特筆事項

災害発生時もしくは、災害が発生する恐れがある状況になった場合、部会員で緊急会議を開催し、先遣隊派遣や本部機能等について検討することを確認。

災害現場で長野県ふくしチームが支援機関として行政や被災者団体に認識してもらうことが、活動をする上で重要なことであり、今後の広報活動について協議。

○第2回部会

◆開催日時・場所・参加者数

令和5年2月22日（水） 10:30～12:00

開催方法 オンライン開催

参加者 部会員14団体 欠席者：4団体

◆内 容

<説明>

- ・避難所TKBプロジェクトについて（長野県危機管理部）
- ・災福ネット中央センターについて（全社協災福ネット中央センター）
- ・避難者支援記録アプリについて

<協議>

- ・長野県ふくしチーム員運営要綱の改正について

◆特筆事項

長野県ふくしチーム員の更新要件に、ふくしチームの研修等に参加したことを追加することを協議、承認された。また、今年度更新者で新型コロナウイルス感染症の影響で更新要件の研修を受講できていない方の救済処置として、研修動画の視聴及びレポートの提出をすることにより更新ができるよう協議し、承認

3 研修事業等

(1) 令和4年度第1回長野県災害派遣福祉チーム員養成、更新研修

◆開催日時・場所・参加者数

- 北信地区 令和4年6月16日(木)10:00～16:30 会場：長野市にじいろキッズらいふ
- 中信地区 令和4年6月17日(金)10:00～16:30 会場：塩尻市えんぱーく
- 東信地区 令和4年6月21日(火)10:00～16:30 会場：上田市信州国際音楽村
- 南信地区 令和4年6月22日(水)10:00～16:30 会場：伊那市防災コミュニティーセンター

開催方法 オンライン

参加者 北信 36名 中信 36名 東信 24名 南信 44名 合計 140名
(集合 68名、オンライン 72名 / 新規 86名、更新 54名)

◆内 容

○基調講義「災害福祉基礎概論」

- ・災福ネットとは
- ・災害福祉のこれまでのしくみや動向
- ・長野県ふくしチームの活動について
- ・今年度、発災した場合の動きについて

○講義・演習 I 「平時の取り組みについて」

- ・事業所におけるBCP作成について
- ・個別避難計画への福祉専門職のかかわり

○講師 石井 布紀子氏（NPO 法人さくらネット代表、長野県社協防災アドバイザー）

園崎 秀治氏（オフィス園崎 代表）※動画

後藤 至功氏（佛教大学 キャリアサポートセンター専任講師）※動画

松村 隆氏（長野いのちの電話事務局長）※動画

青柳 與昌（災福ネット副会長）

他、事務局・地区リーダー等

○その他 今年度の予定と登録制度について

◆特 筆

コロナ感染症対策をしながらの会場での集合研修とオンライン研修の同時開催で実施
今回は行政からの参加も多く、災福ネットの理解を深めていただく機会となった。

チーム員登録数 161名 → 181名 (R5.3.31時点)

(2) 長野県ふくしチーム技能維持向上研修の開催

◆開催日時・参加者数

○北信地区 令和4年9月15日(木)10:00~12:00

○東信地区 令和4年9月15日(木)14:30~16:30

○中信地区 令和4年9月16日(金)10:00~12:00

○南信地区 令和4年9月16日(金)14:30~16:30

開催方法 オンライン(集合研修を予定していたが、新型コロナウイルス感染症を鑑み変更)

参加者 北信21名 中信7名 東信9名 南信16名 合計50名

◆内 容

○フェイスブック、メッセージの

○地区リーダー及び令和元年東日本台風災害で活動されたチーム員からの話

○活動手引きについて、意見交換

◆特筆事項

直前まで集合形式での研修を企画していたが感染レベルが高まり、オンラインで開催となる。

当初、予定していた内容を変更し、グループワークでの意見交換を中心として開催。

東日本台風災害時に活動されたチーム員からの話では、座学で勉強した事以上の学びがあった事を感じた。今後、その経験をつないでいくことも大切

(3) 令和4年度長野県総合防災訓練

◆事前打合せ会議

コア会議 令和4年4月26日 13:30~16:00 松本市あずさ会館

第1回打合せ会議 令和4年5月31日 13:30~16:30 松本合同庁舎

第3回打合せ会議 令和4年7月29日 13:30~15:30 松本市あずさ会館

第4回打合せ会議 令和4年9月29日 13:30~15:30 松本音楽文化ホール

◆開催日時・場所・参加者数

令和4年10月23日(日) 9:00~13:00

会 場 松本市内(あずさ運動公園、島内体育館、松本市防災物資ターミナル、松島中学校、松本ヘリポート、陸上自衛隊松本駐屯地、信州まつもと空港等)

参加者 ふくしチーム員 4名 事務局 2名 計6名

新型コロナウイルス感染症対応のため、中信地区チーム員のみ参加

◆内 容

一般避難所支援訓練

- ・なんでも相談コーナー設置
- ・要支援者へのアセスメント
- ・避難者情報入力
- ・医療、看護、助産師チームとの連携会議
- ・避難所管理者、避難所支援団体との連携

◆特筆事項

今年度厚労省からの通知で保健医療福祉が一体となって被災者支援にあたる事が明記され、ふくしチーム(DWAT)が保健所の指揮下に入ることが明記された。これに伴い、訓練でも医療と福

社が連携して避難所支援を開始する流れを実施できた。

(4) 第2回長野県ふくしチーム養成・更新研修

◆開催日時・開催方法・参加者数

令和4年12月14日(水) 10:30~16:30

開催方法 オンライン

参加者 38名

◆内容

第1回養成・更新研修と同様

◆特記事項

今年度の更新研修該当者多数、また、11月に長野県栄養士会加入に伴い、今年度2回目の養成・更新研修を開催した。内容については1回目と同様で実施。グループワークでの意見交換も実施できた。

多くのチーム員が更新要件を満たすことができたが、若干名の該当者がコロナの関係や業務で研修を受けられず、更新要件を満たさないチーム員があり、意向確認したところ殆どのチーム員が更新を希望している状況。更新要件非該当の方の継続方法について、部会で協議

(5) 長野県ふくしチームリーダー研修

◆開催日時・開催方法・参加者数

令和4年12月15日(木) 10:00~15:30

会場 塩尻市総合文化センター(オンライン併用)

参加者 北信2名、東信3名、中信4名、南信2名 合計11名

◆内容

○基調講義「災害時の初動について」

- ・災害発生初期の避難所について
- ・先遣隊の役割について
- ・関係機関との連携について
- ・保健医療福祉調整会議について

○講義・演習「派遣事のチーム運営について」

- ・チームビルディング
- ・避難所管理者や協働活動団体との連携・情報共有について

講師 石井 布紀子氏(NPO法人さくらネット代表、長野県社協防災アドバイザー)

◆特記事項

石井アドバイザーを講師に、チームの初動と避難所アセスメントを中心に講義とグループワークを実施した。今回参加いただいたチーム員のなかで、台風19号での支援経験がない方もいたが、これまでの研修や総合防災訓練等で体験したことを参考に積極的に参加いただけた。当日は北信、東信、南信のリーダーが参加できなかったため、今年度中に一度リーダー会を開催し顔合わせをするとともに、来年度の活動や分科会の設置、アセスメントシートの調整等を行っていく予定。

(6) 令和4年度災福ネットセミナー

◆開催日時・場所・参加者数

令和5年2月22日(水) 13:30~15:30

開催方法 オンライン

参加者 71名(災福ネット関係者、社協、福祉関係団体、行政等)

◆内 容

○基調説明「長野県の災害医療体制について」

講師 長野県健康福祉部医療政策課医療係 主事 小口 保氏

○基調講演「災害支援活動における保健医療福祉の連携について」

講師 独立行政法人国立病院機構 本部 DMAT 事務局

災害医療専門職・福島復興支援室 小早川 義貴氏

○シンポジウム「災害支援活動での保健医療福祉の連携推進に向けて」

シンポジスト 静岡県社会福祉協議会 静岡DWA T事務局 松永 和樹氏

長野市保健所健康課 保健主幹 佐藤 恵子氏

長野県社会福祉協議会 長野県ふくしチーム事務局 橋本 昌之

コメンテーター 小早川 義貴氏(再掲)

コーディネーター NPO 法人さくらネット 代表理事 石井 布紀子 氏

◆特 筆

令和3年9月、厚生労働省防災業務計画修正にて災害派遣福祉チーム(DWAT)等の整備が追加され、災害派遣の際は保健医療福祉調整会議の管轄で支援活動を実施することが明文化された。今後被災地での福祉支援活動を展開するにあたり、保健医療福祉の連携推進に向け、各関係機関の相互理解を深めるための内容で開催した。医療活動については、独立行政法人国立病院機構 DMAT 事務局小早川先生より、保健については、長野保健所佐藤保健師より、ホテル避難所の支援について、静岡 DWAT 松永氏より説明いただいた。参加者も医療機関、福祉事務所、福祉事業所等と多彩であり、関心の高さがうかがえた。

今後の連携に向けて、静岡で実施している保健所を中心とした保健医療福祉連携会議を各圏域で開催し、顔の見える関係作りが進み平時からの支援体制を強化していくために働きかけを行っていく。

(7) 長野県ふくしチーム員更新研修(特例)

◆日 程 令和5年3月(レポート提出期限 令和5年3月31日)

◆内 容

令和4年度第2回長野県ふくしチーム養成・更新研修の動画を使用した研修

◆研修方法

動画視聴し別添レポート用紙に課題等を記述して提出する。

◆参加対象

令和5年3月末までに更新要件を満たしていないチーム員

◆特 筆

新型コロナウイルス感染症対策等で更新研修に参加できず令和5年3月末日までに更新要件を満たしていないチーム員が複数名おり、事務局より更新希望の有無を確認させていただいたところ多くの方が更新を希望した。

災福ネット第2回部会にて承認をいただき、特例として上記内容で更新研修を実施

4 キッチンカー防災訓練を通じた災害福祉支援ネットワークの機能強化事業

(全国社会福祉法人経営者協議会 災害福祉支援体制強化助成事業 申請事業)

(1) キッチンカー防災訓練1

◆開催日時・場所

令和4年11月3日(木 祝) 10:00~14:00

会場 長野市更北公民館(更北地区防災訓練内にて実施)

参加者 一般、関係団体

災福ネット 5名

◆内 容

- 在宅避難時に力になる「キッチンカー」の展示とパンの配布
- 段ボールベット、避難所内のテントの展示、体験
- 令和元年東日本災害時の災福ネット活動報告やハザードマップの展示、説明
- トヨタ自動車の給電車展示

◆特 筆

避難所で提供される食事は、食中毒予防のため冷たい弁当が中心になるため、キッチンカーは暖かい副食を提供する一つの方法である。また、在宅避難者への食事提供は行政支援が困難なことが多く、キッチンカーが直接被災地域に食事の支援を行うことは、心と体の健康の維持につながるということを、イベントに参加された地域住民に広報した。さらに、報道によりキッチンカー事業者が今後災害時に活躍できることを広報

また、トヨタ自動車、医療機器メーカーにも参加いただき、災害時要配慮者への電源支援について連携を行った。

※新型コロナウイルス感染症により、キッチンカーで調理して配布することはできず、袋詰めしたものを、キッチンカーで手渡す事に変更した。

(2) キッチンカー防災訓練2

◆開催日時・場所

令和5年3月21日(火 祝) 11:30~14:00

会場 サンアップル(ダウン症ひまわりの会「にこにこフェスタ」内にて実施)

参加者 一般 200名

- 関係団体
- ・(福)長野りんどう会 1名
 - ・長野市自立支援協議会 1名
 - ・長野トヨタ自動車 3名
 - ・(有)パン屋です。(キッチンカー) 1名

災福ネット 3名

◆内 容

- ダウン症「長野ひまわりの会」主催の催しで防災福祉の備えの必要性を啓発
- ・在宅避難時に力になる「キッチンカー」の展示とパンの配布
- ・ふくしチームパンフレット、ハザードマップ、段ボールベットや避難所内のテントの展示。

・トヨタ自動車の給電車展示、「医ケア児家庭とボランティアつながり事業の展示」

○イベントを通して親の会、防災福祉の支援関係者などの出会いの場をつくる。

・長野市自立支援協議会災害ワーキンググループ担当池田純さん、災福ネットの相談コーナー

◆特 筆

災害時要配慮者は、体育館等の一般避難所に避難して生活することは困難な状況にあるが、福祉避難所についても運用が市町村によって違う状況で、当事者の方々はどこに避難したらよいか分からないという意見も多く聞かれたため、当事者家族へ避難所での生活状況や食事の面でも、キッチンカーで要配慮者の状況にあった食事の提供の可能性について、栄養士等と連携することで可能になることを説明し、緊急時は躊躇せず避難所への避難を選択できるよう広報

また、今回障害者当事者団体と連携したことにより、避難所における障害者当事者団体及び当事者と、ふくしチーム、保健医療チームとの更なる連携に向けて、相談体制構築が進むよう平時より取り組んでいく。

※新型コロナウイルス感染症により、キッチンカーで調理して配布することはできず、袋詰めしたものを、キッチンカーで手渡す事に変更した。

5 他団体研修等への講師派遣

(1) 安曇野市指定避難所開設訓練

開催日 令和4年10月2日(日)
会 場 安曇野市明科公民館
参加者 チーム員4名、事務局 橋本
内 容 福祉避難スペース設置訓練他

(2) 塩尻市吉田地区災害時住民支え合い講座

開催日 令和4年6月7日(火)
会 場 塩尻市吉田地区公民館
派遣者 橋本昌之
内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(3) 白馬村災害時住民支え合いマップ作成講座

開催日 令和4年7月8日(金)
会 場 白馬村社会福祉協議会
派遣者 橋本昌之
内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(4) 安曇野市豊科地区災害時住民支え合いマップ講座

開催日 令和4年7月16日(土)
会 場 安曇野市豊科ふれあいホール
派遣者 橋本昌之
内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(5) 安曇野市明科地区災害時住民支え合いマップ講座

開催日 令和4年7月23日(金)
会 場 安曇野市社協明科支所
派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(6) 安曇野市穂高地区災害時住民支え合いマップ講座

開催日 令和4年8月28日(日)

会 場 安曇野市社協穂高支所

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(7) 佐久大学公開講座

開催日 令和4年9月3日(日)

会 場 佐久大学

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における福祉避難所の様子とその後の取組と課題について

(8) 安曇野市災害ボランティアリーダー養成講座

開催日 令和4年9月10日(月)

会 場 安曇野市役所

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と、災害時の地域の支え合いの重要性について

(9) 長野県助産師会災害研修

開催日 令和4年9月17日(日)

開催方法 オンライン

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における長野県福祉チームの活動について

(10) 伊那市災害時被災者支援研修

開催日 令和4年9月23日(金)

会 場 伊那市社協

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における福祉避難所の生活の様子と避難所の食について

(11) 下諏訪町地域の力で災害を乗り切る研修会

開催日 令和4年10月15日(土)

会 場 下諏訪町総合文化センター

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における福祉避難所の生活の様子と避難所の食について

(12) 塩尻市地域の防災力アップ講座

開催日 令和4年10月30日(日)

会 場 塩尻市保健福祉センター

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と、災害時の地域の支え合いの重要性について

(13) 長野県看護協会「災害支援ナース養成研修」

開催日 令和4年10月30日(日)

会 場 塩尻市保健福祉センター

派遣者 橋本昌之

内 容 長野県ふくしチームと活動実績について

(14) 塩尻市大門支部研修会

開催日 令和4年11月8日(火)

会 場 塩尻市大門地区センター

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と、災害時の地域の支え合いの重要性について

(15) 山梨県 DWAT に関する説明会

開催日 令和4年10月30日(日)

会 場 塩尻市保健福祉センター

派遣者 長峰夏樹 橋本昌之

内 容 長野県福祉チームの状況と台風19号災害時の活動について

(16) 安曇野市堀金地区災害時住民支え合いマップ講座

開催日 令和4年11月26日(土)

会 場 安曇野市社協堀金支所

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(17) 安曇野市三郷地区災害時住民支え合いマップ講座

開催日 令和4年12月11日(日)

会 場 安曇野市社協三郷支所

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(18) 徳島県 DWAT チーム員・リーダー研修

開催日 令和4年10月30日(日)

会 場 徳島県社協

派遣者 橋本昌之

内 容 長野県福祉チームの状況と台風19号災害時の活動について

(19) 安曇野市居宅介護支援部会災害研修会

開催日 令和5年1月12日(木)

会 場 安曇野市役所

派遣者 橋本昌之

内 容 災害時の居宅介護支援事業所の対応とケアマネージャーの動きについて

(20) 長野市大豆島地区住民支え合いマップ研修

開催日 令和5年1月25日(水)

会 場 長野市大豆島支所

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(21) 塩尻市災害住民支え合い講座

開催日 令和5年1月29日(日)

会 場 塩尻市ふれあいセンター東部

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における福祉避難所の様子と塩尻市の福祉避難所開設を考える

(22) 「知って・学んで・動かそう」防災・減災イベント

開催日 令和5年2月12日(日)

会 場 松本市信毎メディアガーデン

派遣者 橋本昌之

内 容 災害時の避難所支援と災害ボランティアについて

(23) 軽井沢町災害時住民支え合いマップ講座

開催日 令和5年2月21日(火)

会 場 軽井沢町中央公民館

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と災害時住民支え合いマップ作成について

(24) 松本市元町四町会防災研修会

開催日 令和5年2月24日(金)

会 場 松本市元町北公民館

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と避難所運営について

(25) 神戸市介護サービス協会「災害時のケアマネジメント」

開催日 令和5年3月2日(木)

開催方法 オンライン

派遣者 橋本昌之

内 容 災害時の居宅介護支援事業所の対応とケアマネージャーの動きについて

(24) 新軽井沢地区防災訓練

開催日 令和5年3月18日(土)

会 場 新軽井沢公民館

派遣者 橋本昌之

内 容 台風19号災害における避難所生活と避難所運営について

5 広域会議出席

○避難所における食に関する意見交換会

開催日 令和4年7月25日 長野 北信

令和4年8月22日 上小 佐久

令和4年10月19日 上伊那 飯伊

令和4年11月14日 松本 諏訪

令和4年11月17日 大北

令和4年11月28日 木曾

会 場 各合同庁舎

参加者 長峰夏樹 青柳與昌 橋本昌之

内 容 台風19号災害の避難所における食事の状況と今後について説明。参加者と避難所の食についてのディスカッション。

○令和4年度災害福祉支援ネットワーク中央センターブロック会議

開催日 令和5年2月2日

会場 TKP 赤坂二丁目カンファレンスセンター

参加者 橋本昌之

内容 全社協の災害福祉支援ネットワーク中央センターの活動と、群馬 DWAT の活動報告
都道府県 DWAT の災害時広域連携について

○大規模災害時の保健医療福祉に関する連絡会議

開催日 令和5年3月9日

会場 長野保健福祉事務所

参加者 長峰夏樹 春日晋 橋本昌之

内容 長野圏域の保健医療福祉関係団体の連絡調整会議。各団体の普段の活動紹介等

長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
令和4年度収入支出決算書

令和5年3月31日

収入額	721,008
支出額	28,204
差引残高	692,804 円 (次年度へ繰越)

【収入】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (B-A)	説明
負担金収入	180,000	190,000	10,000	部会構成 19団体×1万円 新規加入 1団体
雑収入	3	4	1	預金利息
繰越金	531,004	531,004	0	令和3年度からの繰越金
収入合計	711,007	721,008	10,001	

【支出】

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A-B)	説明
更新研修旅費	100,000	28,204	71,796	6月更新研修参加者旅費 ※12月更新研修はオンライン開催の為 旅費なし
先遣隊 派遣経費	611,007	0	611,007	
支出合計	711,007	28,204	682,803	

貸借対照表

令和5年3月31日現在


(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産		純資産の部	
現金預金 (通帳番号 605354)	692,804	繰越金	692,804

監査の結果、適正に処理されていることを証明します。

令和 5年 5月 12日

監事

川瀬 勝敏 

議題 3

令和 5 年度事業計画（案）及び 収入支出予算（案）について

令和 5 年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について、別紙により承認をお願いします。

長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
令和5年度事業計画（案）

1 協議会の運営

- (1) 総会 令和4年5月29日（月） 13:30～
オンライン開催
- (2) 部会 年1～2回
①養成・更新研修の検討（ふくしチーム員増員及び研修の充実）
②事業所間の相互応援の促進
③保健・医療・福祉団体の連携促進
- (3) 広報活動 ホームページの充実、リーフレットの改定

2 災害派遣福祉チームの運営

(1) 災害派遣福祉チーム研修の開催

○長野県ふくしチーム員養成・更新研修

開催日 6月14日（水）東北信地区

6月16日（金）中南信地区

開催方法 集合 10:00～16:00（各地区）

○チーム員更新研修（年2回）6月（上記日程）・12月（予定）

○チーム員技能維持向上研修（年2回）8月・12月（予定）

・活動情報アクセスの認識化、SNS活用等の共有化

・感染症対策

・活動イメージと支援力の標準化

○リーダー養成研修（年1回）12月（予定）

※チーム体制運営 チーム員181人から200人へ増員を目指す

(2) 災害派遣福祉チームの派遣訓練

○県総合防災訓練（10月22日）、市町村防災訓練等への参加

○現地本部運営訓練

(3) 活動環境の整備

○市町村との連携促進

○県との協定に関わる細則の整備

3 社会福祉施設等の災害時相互応援の仕組みづくり

- (1) 各福祉団体を基盤とした連携促進
- (2) 市町村社会福祉法人等連絡会を基盤とした研修・訓練、協定締結の促進
- (3) 社会福祉施設の事業継続計画（BCP）作成支援

4 災福ネットセミナーの開催

○第6回 令和6年1～2月（予定）

令和5年度年間スケジュール（予定）

月	内 容	備 考
R5年5月	令和5年度総会	5/29（月）13：30～オンライン
6月	チーム員養成・更新研修 （2地区で1日設定）	6/14（水）東北信（長野市：ホクト文化ホール） 6/16（金）中南信（岡谷市：諏訪湖ハイツ）
7月		
8月	第1回技能維持向上研修	（集合またはオンライン）
9月		
10月	県総合防災訓練	10/22（中野市）
11月	部会	（集合またはオンライン）
12月	第2回技能維持向上研修 チーム員更新研修	（集合またはオンライン）
R6年1月	災福ネットセミナー	（集合またはオンライン）
2月		
3月		

※ 事業計画には、関連する長野県社会福祉協議会事業（長野県補助事業）、長野県社会福祉法人経営者協議会事業をあわせて掲載。

令和5年度「長野県ふくしチーム員養成・更新研修」 開催要項

1 目 的

災福ネットでは、長野県ふくしチーム員（以下、「チーム員」）を養成しており、令和元年東日本台風では、チーム員を派遣して避難所における要配慮者支援を実施しました。

また、近年、台風等による水害や地震が相次ぐ中、福祉・介護事業所における事業継続計画（BCP）の策定について、2024年の義務化が目前に迫るなど、災害支援における福祉分野への期待と役割が大きくなってきています。

本研修は、災害時に開設される避難所及び福祉避難所等への福祉支援の基本に加え、平時のBCP策定等の学びも含め、災害時の福祉支援力の向上と平時の備えを推進することを目的に開催します。

なお、チーム員の新規登録は本研修の修了が必須となります。

※本研修はふくしチーム員更新研修（チーム員登録者研修）を兼ねています。

（チーム員更新要件については長野県ふくしチーム運営要綱参照）

2 日程・会場

令和5年6月14日(水) 10:00~16:00	東北信地区	ホクト文化ホール 小ホール (長野市若里 1-1-3)
令和5年6月16日(金) 10:00~16:00	中南信地区	おかや総合福祉センター(諏訪湖ハイツ) コンベンションホール (岡谷市長地権現町4-11-50)

- 3 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会
災福ネット（長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会）

〔構成団体〕

長野県、長野県市長会、長野県町村会、長野県共同募金会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県高齢者福祉事業協会、長野県宅老所・グループホーム連絡会、長野県知的障がい福祉協会、長野県児童福祉施設連盟、長野県介護福祉士会、長野県相談支援専門員協会、長野県救護施設協議会、長野県老人保健施設協議会、長野県身体障害者施設協議会、長野県社会福祉士会、長野県精神保健福祉士協会、長野県介護支援専門員協会、長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県看護協会、長野県助産師会、長野県保育連盟、長野県栄養士会、長野県社会福祉協議会

4 参加対象

災福ネット関係者、福祉施設・介護事業所職員、行政防災・福祉担当者、地域包括支援センター職員、市町村社協職員等、ふくしチーム員、BCP策定担当者等（定員 各会場 80名）

- 5 参 加 費 無料

- 6 参加申込 下記申込フォームから、6月7日(水)までにお申し込みください。

- 7 研修内容 ◆基調講義「災害福祉基礎概論」
◆講義・演習
「ふくしチーム員の役割・機能を学び、基本的スキルを習得しよう！！」

時 間	内 容	講 師
10:00～12:00	◆基調講義「災害福祉基礎概論」 ○災福ネット・長野県ふくしチームとは ○災害福祉のこれまでのしくみや動向 ○支援と受援、BCP 策定について ○今年度、発災した場合の動きについて	○石井 布紀子 氏 (NPO 法人さくらネット 代表) ※県社協防災福祉アドバイザー
12:00～13:00	休憩 (60 分)	
13:00～16:00 (休憩含む)	◆講義・演習 「ふくしチーム員の役割・機能を学び、基本的スキルを習得しよう!!」 ○避難所におけるふくしチームの取組について ○被災事業所への福祉専門職のかかわりについて	○石井 布紀子 氏 (NPO 法人さくらネット 代表) ○長野県ふくしチーム 地区 チームリーダー

8 問合せ先

【災福ネット事務局】社会福祉法人長野県社会福祉協議会（担当：山崎・丸山）
 〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1
 TEL:026-226-1882 / FAX:026-227-0137 / E-mail: vcenter@nsyakyu.or.jp

9 その他

本研修にかかる個人情報、本会「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。

また、自然災害等により本研修を中止または延期する場合は、長野県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.nsyakyu.or.jp>)に掲載して通知しますのでご確認ください。

<申込フォーム URL ↓ >

<https://forms.gle/MVjqcGZANK7s2eTv7>

申込フォーム
QRコード →



※長野県社協 HP ↓にも本研修の開催について（申込フォーム含む）ご案内があります。

<http://www.nsyakyu.or.jp>

【会場案内図】

東北信会場 ホクト文化ホール
 長野市若里 1-1-3
 TEL : 026-226-0008



中南信会場 諏訪湖ハイツ
 岡谷市長地権現町 4-11-504
 TEL : 0266-24-2290



長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
令和5年度収入支出予算書（案）

収入額	882,808
支出額	882,808
差引残高	0円

【収入】

（単位：円）

科目	予算額			説明
	本年度（A）	前年度（B）	増減（A-B）	
負担金収入	190,000	180,000	10000	部会構成 19団体×1万円
雑収入	4	3	1	預金利息
繰越金	692,804	531,004	161,800	
収入合計	882,808	711,007	171,801	

【支出】

科目	予算額			説明
	本年度（A）	前年度（B）	増減（A-B）	
更新研修旅費	190,000	100,000	90,000	ふくしチーム員更新対象者旅費 ふくしチームリーダー旅費等
先遣隊 派遣経費	692,808	611,007	81,801	災害救助法適用対象外分
支出合計	882,808	711,007	171,801	

<参考>

- 本事業の推進に関わる関連事業予算（令和4年度予定）

ア 長野県社会福祉協議会
「災害福祉広域支援ネットワーク事業」（長野県補助）

イ 長野県社会福祉法人経営者協議会
「全経協 災害支援体制強化助成事業」（令和5年度申請予定）

<確認事項>

- 協議会活動に関わる構成団体員の旅費について

ア 協議会の会議（総会、正副会長会議、部会）への旅費については、各構成団体で負担して協議会を運営する。

イ 災害派遣福祉チーム登録員の更新研修や通常時の会議等に関する旅費は、予算の範囲で協議会が負担する。

議題 4

**長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱の改正
及び 長野県災害派遣福祉チーム運営要綱の改正について**

長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱の改正（案）及び長野県災害派遣福祉チーム運営要綱の改正（案）について、別紙により承認をお願いします。

長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱の改正について（案）

【趣 旨】

円滑な組織運営を行うため長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱の改正を提案するものです。

【内 容】

下線部分を改正したいこと。

改正後	改正前
<p>長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 設置要綱</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 本会は、長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「<u>災福ネット</u>」という。）と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 <u>災福ネット</u>は、災害派遣福祉チームを養成するなど災害時要配慮者への福祉支援を行うために必要となる支援体制を確保するため、長野県と社会福祉関係団体等が官民共同で取り組むために設置する。</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 <u>災福ネット</u>は、設立趣旨に賛同し、総会で承認を得た長野県と社会福祉関係団体等で別表のとおり構成する。</p> <p>2 構成団体は運営委員1名を選出する。</p> <p>3 <u>災福ネット</u>の運営にあたり、会長1名、副会長若干名および監事若干名（以下「役員」という）を置く。</p> <p>4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第4条 <u>災福ネット</u>は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 社会福祉施設等の相互応援活動の促進に関すること</p> <p>(2) 社会福祉施設等の利用者の安全確保や災害時事業継続計画の作成支援に関すること</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの養成、登録、訓練に関すること</p> <p>(4) 構成団体の災害福祉支援の取り組みの共有や協働事業の推進に関すること</p> <p>(5) 災害時の福祉支援に関すること</p> <p>ア 避難所における福祉支援</p>	<p>長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 設置要綱</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 本会は、長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 協議会は、災害派遣福祉チームを養成するなど災害時要配慮者への福祉支援を行うために必要となる支援体制を確保するため、長野県と社会福祉関係団体等が官民共同で取り組むために設置する。</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 協議会は、設立趣旨に賛同し、総会で承認を得た長野県と社会福祉関係団体等で別表のとおり構成する。</p> <p>2 構成団体は運営委員1名を選出する。</p> <p>3 協議会の運営にあたり、会長1名、副会長若干名および監事若干名（以下「役員」という）を置く。</p> <p>4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 社会福祉施設等の相互応援活動の促進に関すること</p> <p>(2) 社会福祉施設等の利用者の安全確保や災害時事業継続計画の作成支援に関すること</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの養成、登録、訓練に関すること</p> <p>(4) 構成団体の災害福祉支援の取り組みの共有や協働事業の推進に関すること</p> <p>(5) 災害時の福祉支援に関すること</p> <p>ア 避難所における福祉支援</p>

イ 福祉避難所、社会福祉施設等との連絡調整
や災害時要配慮者の移送支援

ウ 在宅の要配慮者に対する福祉支援

エ 他県の災害派遣福祉チームとの連携、広域
支援活動への参画

(6) その他、会長が必要と認めた事項
(総会)

第5条 総会はすべての構成団体をもって
構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、その都度、出席者の互選と
する。

4 総会は、各構成団体の代表または運営委員
の半数以上の出席をもって成立し、出席者の半
数以上の賛同をもって議決するものとする。

5 総会は、第2条の目的を達成するため、次
に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画に関すること

(2) 予算及び決算に関すること

(3) 役員の選任に関すること

(4) 災福ネットへの新規団体の加入に関する
こと

(5) その他、事業の推進に関して重要な事
項に関すること

(部会)

第6条 災福ネットに部会を設けることが
できる。

2 部会の設置は総会で決定する。

3 部会の委員は、構成団体の中から会長が委
嘱する。

4 部会に部会長を置き、部会長はその部会に
属する委員の互選とする。

5 部会長の任期は2年とする。ただし、再任
を妨げない。

(事務局)

第7条 災福ネットの事務を処理するため、
事務局を社会福祉法人長野県社会福祉協議会
(以下「県社協」という。)に置く。

(経費及び会計)

第8条 災福ネットの運営経費は、構成団体
の負担金、助成金及び寄附金等をもって充て
る。

2 災福ネットの会計は、県社協において処理
を行う。

3 災福ネットの会計年度は、毎年4月1日に
始まり翌年3月31日に終わる。

4 構成団体は「災害派遣準備金」の積立て等

イ 福祉避難所、社会福祉施設等との連絡調整
や災害時要配慮者の移送支援

ウ 在宅の要配慮者に対する福祉支援

エ 他県の災害派遣福祉チームとの連携、広域
支援活動への参画

(6) その他、会長が必要と認めた事項
(総会)

第5条 総会はすべての構成団体をもって
構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、その都度、出席者の互選と
する。

4 総会は、各構成団体の代表または運営委員
の半数以上の出席をもって成立し、出席者の半
数以上の賛同をもって議決するものとする。

5 総会は、第2条の目的を達成するため、次
に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画に関すること

(2) 予算及び決算に関すること

(3) 役員の選任に関すること

(4) 協議会への新規団体の加入に関するこ
と

(5) その他、事業の推進に関して重要な事
項に関すること

(部会)

第6条 協議会に部会を設けることができ
る。

2 部会の設置は総会で決定する。

3 部会の委員は、構成団体の中から会長が委
嘱する。

4 部会に部会長を置き、部会長はその部会に
属する委員の互選とする。

5 部会長の任期は2年とする。ただし、再任
を妨げない。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務
局を社会福祉法人長野県社会福祉協議会 (以下
「県社協」という。)に置く。

(経費及び会計)

第8条 協議会の運営経費は、構成団体の負
担金、助成金及び寄附金等をもって充てる。

2 協議会の会計は、県社協において処理を行
う。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始ま
り翌年3月31日に終わる。

4 構成団体は「災害派遣準備金」の積立て等

<p>のため、原則毎年総会で定める額を負担する。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総会で定める。</p> <p>(附則) この要綱は、平成31年2月6日から施行する。 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和4年5月13日から施行する。 この要綱は、令和4年11月4日から施行する。 この要綱は、令和5年5月 日から施行する。</p>	<p>のため、原則毎年総会で定める額を負担する。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総会で定める。</p> <p>(附則) この要綱は、平成31年2月6日から施行する。 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和4年5月13日から施行する。 この要綱は、令和4年11月4日から施行する。</p>
--	---

長野県災害派遣福祉チーム運営要綱の改正について（案）

【趣 旨】

円滑な組織運営を行うため長野県災害派遣福祉チーム運営要綱の改正を提案するものです。

【内 容】

下線部分を改正したいこと。

改正後	改正前
<p>長野県災害福祉チーム運営要綱 (中略) (チーム員の養成等) (中略)</p> <p>3 災福ネットは、次の①及び②の要件を満たす者をチーム員名簿(様式第2号)に登録する。 ① 所定の研修を修了したこと。または災福ネット部会委員としてチーム員養成に参画していること。<u>もしくは、大規模災害に係る長野県ふくし</u>チーム派遣活動に参加したこと。</p> <p>(中略)</p> <p>5 チーム員が更新に関わる研修に参加する際の旅費は、<u>予算の範囲で</u>災福ネットが負担する。</p> <p><u>6 チーム員で大規模災害に係るチーム派遣活動に複数日参加したもの、及び、災福ネットが主催するふくしチーム員研修に複数回参加したのからチーム員リーダーを選任する。</u></p> <p><u>① チーム員リーダーは県内4地区から各1名とし、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。</u></p> <p><u>②チーム員リーダーは災福ネットが主催するふくしチーム員研修の企画及び運営に参画する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(チーム員の登録期間と更新)</p> <p>2 登録期間が終了となるチーム員は、次のいずれかの要件を満たす場合、登録を更新することができる。</p> <p>① 現登録期間において、1回以上、チーム員<u>更新</u>研修に参加したこと。</p> <p>② 現登録期間において、1回以上、チーム員として被災地に派遣されたこと。</p> <p>③ 長野県総合防災訓練<u>及び市町村等の防災訓練にふくし</u>チーム員として参加したこと。</p> <p><u>④ 現登録期間において、災福ネットが主催</u></p>	<p>長野県災害福祉チーム運営要綱 (中略) (チーム員の養成等) (中略)</p> <p>3 災福ネットは、次の①及び②の要件を満たす者をチーム員名簿(様式第2号)に登録する。 ① 所定の研修を修了したこと。または災福ネット部会委員としてチーム員養成に参画していること。もしくは、令和元年東日本台風災害等の大規模災害に係るチーム派遣活動に参加したこと。</p> <p>(中略)</p> <p>5 チーム員が更新に関わる研修に参加する際の旅費は、災福ネットが負担する。</p> <p>(チーム員の登録期間と更新)</p> <p>2 登録期間が終了となるチーム員は、次のいずれかの要件を満たす場合、登録を更新することができる。</p> <p>① 現登録期間において、1回以上、チーム員登録者研修に参加したこと。</p> <p>② 現登録期間において、1回以上、チーム員として被災地に派遣されたこと。</p> <p>③ 長野県総合防災訓練にふくしチーム員として参加したこと。</p>

するチーム員研修に2回以上参加したこと。

(中略)

(附則)

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

この要綱は、令和5年5月 日から施行する。

(中略)

(附則)

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

参考資料

長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、災害派遣福祉チームを養成するなど災害時要配慮者への福祉支援を行うために必要となる支援体制を確保するため、長野県と社会福祉関係団体等が官民共同で取り組むために設置する。

(組 織)

第3条 協議会は、設立趣旨に賛同し、総会で承認を得た長野県と社会福祉関係団体等で別表のとおり構成する。

- 2 構成団体は運営委員1名を選出する。
- 3 協議会の運営にあたり、会長1名、副会長若干名および監事若干名(以下「役員」という)を置く。
- 4 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(事業内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉施設等の相互応援活動の促進に関すること
- (2) 社会福祉施設等の利用者の安全確保や災害時事業継続計画の作成支援に関すること
- (3) 災害派遣福祉チームの養成、登録、訓練に関すること
- (4) 構成団体の災害福祉支援の取り組みの共有や協働事業の推進に関すること
- (5) 災害時の福祉支援に関すること
 - ア 避難所における福祉支援
 - イ 福祉避難所、社会福祉施設等との連絡調整や災害時要配慮者の移送支援
 - ウ 在宅の要配慮者に対する福祉支援
 - エ 他県の災害派遣福祉チームとの連携、広域支援活動への参画
- (6) その他、会長が必要と認めた事項

(総会)

第5条 総会はすべての構成団体をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、その都度、出席者の互選とする。
- 4 総会は、各構成団体の代表または運営委員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の半数以上の賛同をもって議決するものとする。
- 5 総会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 事業計画に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 役員を選任に関すること
 - (4) 協議会への新規団体の加入に関すること
 - (5) その他、事業の推進に関して重要な事項に関すること

(部会)

第6条 協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会の設置は総会で決定する。
- 3 部会の委員は、構成団体の中から会長が委嘱する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長はその部会に属する委員の互選とする。
- 5 部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を社会福祉法人長野県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に置く。

(経費及び会計)

第8条 協議会の運営経費は、構成団体の負担金、助成金及び寄附金等をもって充てる。

- 2 協議会の会計は、県社協において処理を行う。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 構成団体は「災害派遣準備金」の積立て等のため、原則毎年総会で定める額を負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総会で定める。

- 附則 この要綱は、平成 31 年2月6日から施行する。
 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
 この要綱は、令和4年5月13日から施行する。
 この要綱は、令和4年11月4日から施行する。

別表（構成団体）

（順不同）

区分	団体名	備考
行政等	長野県	
	長野県市長会	
	長野県町村会	
	社会福祉法人長野県共同募金会	
県の福祉団体等 （災害派遣福祉チームを構成する団体）	長野県社会福祉法人経営者協議会	
	長野県救護施設協議会	
	一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会	
	長野県老人保健施設協議会	
	特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会	
	長野県身体障害者施設協議会	
	一般社団法人長野県知的障がい福祉協会	
	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟	
	公益社団法人長野県社会福祉士会	
	公益社団法人長野県介護福祉士会	
	長野県精神保健福祉士協会	
	一般社団法人長野県介護支援専門員協会	
	一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会	
	特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会	
	公益社団法人長野県看護協会	
	一般社団法人長野県助産師会	
	一般社団法人長野県保育連盟	
公益社団法人長野県栄養士会		
社会福祉法人長野県社会福祉協議会		

長野県災害派遣福祉チーム運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県と長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「災福ネット」という。）を構成する県的福祉団体等（以下「構成団体」という。）が締結した「災害時における要配慮者支援に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づいて、災福ネットが養成する長野県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(チーム員の養成等)

第2条 災福ネットは、チーム員養成研修を実施してチーム員を養成するとともに、チーム員登録者を対象とした技能維持・向上を目的とした研修及び訓練等を実施する。

2 構成団体は、チーム員推薦書（様式第1号の1（所属事業所派遣）または様式第1号の2（所属事業所派遣以外））によりチーム員を推薦する。

3 災福ネットは、次の①及び②の要件を満たす者をチーム員名簿（様式第2号）に登録する。

① 所定の研修を修了したこと。または災福ネット部会委員としてチーム員養成に参画していること。もしくは、令和元年東日本台風災害等の大規模災害に係るチーム派遣活動に参加したこと。

② 構成団体の推薦を受けた者であること。

4 チーム員は、所定の研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

5 チーム員が更新に関わる研修に参加する際の旅費は、災福ネットが負担する。

(チーム員の登録期間と更新)

第3条 チーム員の登録期間は3年間とする。但し、年度途中でチーム員として登録された場合は、登録を受けた当該年度及びその後2年間を登録期間とする。

2 登録期間が終了となるチーム員は、次のいずれかの要件を満たす場合、登録を更新することができる。

① 現登録期間において、1回以上、チーム員登録者研修に参加したこと。

② 現登録期間において、1回以上、チーム員として被災地に派遣されたこと。

③ 長野県総合防災訓練にふくしチーム員として参加したこと。

3 登録を受けたチーム員には、登録証を発行する。チーム員は、活動時に登録証を常に見える場所に携帯するものとする。

4 チーム員登録に係わる所属団体に異動等がある場合は速やかに事務局に報告し、継続の可否を災福ネット会長が判断する。

(チームの編成等)

第4条 災福ネットが派遣するチームの編成は次のとおりとする。

① 先遣調整班

チーム登録者若干名及び災福ネット事務局で構成し、活動期間は先遣調整が必要な期間とする。

② 現地支援班

チーム登録者で構成し、1チーム当たり4～6名程度を原則して編成する。活動期間は派遣開始から1カ月間程度とし、1チーム当たりの派遣期間は連続5日を原則とする。但し、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

(チーム員の身分等)

第5条 派遣業務に係るチーム員の身分は、チーム員推薦書(様式第1号の1)による所属事業所派遣の者については、所属事業所の職員の身分をもって派遣業務に従事するものとし、チーム員推薦書(様式第1号の2)による所属事業所派遣以外の者については、個人として従事するものとする。

2 災福ネットは、派遣業務中の事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険及び損害保険に加入するものとする。

(県内発災時の対応)

第6条 災福ネットは、県内で災害が発生した場合、構成団体を通じて福祉施設等の被害状況や災害時要配慮者の支援ニーズ、福祉避難所の設置状況等について情報収集を行う。

2 災福ネットは、別に定める基準により、必要に応じて災福ネット災害対策本部を設置し、福祉支援の調整を行うための体制を確保する。

3 災福ネット会長は、必要に応じて被災地に先遣調整班を派遣することができる。

4 協定書第2条に基づき長野県からふくしチーム員の派遣要請を受けた場合、災福ネット会長は、チーム員派遣依頼書(様式第3号の1または2)により職員派遣を依頼する。

5 前項による依頼を受けた者は速やかに派遣の可否を決定し、災福ネットにチーム員派遣承諾書(様式第4号の1または2)を提出する。

(県外発災時の対応)

第7条 県外で災害が発生し、協定書第2条に基づき長野県からふくしチーム員派遣の要請を受けた場合、災福ネット会長は、速やかに派遣の可否を決定して県に連絡するとともに、第6条第4項及び5項に準じてチーム員の派遣手続きを行う。

(構成団体への報告)

第8条 災福ネットは、チーム員派遣承諾書(様式第4号の1または2)の提出を受けた後、チーム員派遣計画書(様式第5号)により構成団体へ報告する。

(費用負担等)

第9条 協定書第2条に基づいて派遣されたチームの活動に係る費用については、協定書第4条に基づき長野県が負担する。

2 災福ネットは、チーム員が活動するうえで必要となる旅費や活動物品購入費などを立て替え支出し、活動終了後、前項に該当する部分を長野県に請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、部会で定める。

(附則)

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。